

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	藤原翔太『ナポレオン時代の国家と社会—辺境からのまなざし』
Author(s)	楠田, 悠貴
Citation	史学研究, 312 : 35 - 43
Issue Date	2022-07-30
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055725">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055725</a>
Right	
Relation	



藤原翔太『ナポレオン時代の国家と社会』

——辺境からのまなざし』

楠 田 悠 貴

藤原翔太『ナポレオン時代の国家と社会—辺境からのまなざし』（楠田）

昨年二〇二二年はナポレオン没後二百周年であったが、折よくナポレオン時代の地方統治を分析した浩瀚な研究書が出版された。分析対象は、スペインとの国境に位置し、南半分を山脈に覆われた経済的後進地域、オート・ピレネー県である。著者の藤原翔太は同県を中心としてナポレオン統治期の地方行政を一途に研究し、二〇一六年十一月にトゥールーズ・ジャン・ジョレス大学（トゥールーズ第二大学）から博士号を授与された。本書は学位論文を大幅に書き改めたものだという。日本のみならず、フランスの主要雑誌にて数々の研究成果を発表してきた藤原の活躍は、すでに多くの人が知るところであるが、本書はこれまでの研究成果をまとめたものであり、藤原初の単著となっている。索引まで含めれば、約四百頁にも及ぶ労作である。

従来、特に日本では、ナポレオン時代の歴史書は、ナポレ

オン個人の生涯に沿って書かれることが常であり、ナポレオンがすべての政治的裁量を握っていたかのような錯覚をもたらしてきた。また、世界中で未だにナポレオンの功罪や遺産をめぐる議論が絶えない。本書は、そのナポレオンが主役ではない、もっと言えばナポレオンがほとんど登場しないナポレオン時代の歴史書である。とりわけ日本において画期的な著作と言えるだろう。ナポレオン時代を中心に研究してきた日本人研究者は若干名いるが、いわゆる「フランス革命史研究者」の人数と比べればまだまだ少ない。また久しぶりのナポレオン時代の専門家でもあり、フランスの大学で学位を得た初めの専門家でもある。本書では、大量の草稿文書を探したうえで緻密な分析がなされており、長期留学の成果が遺憾なく発揮された一冊となっている。今後もこの時代の実証研究の発展を期待したい。

さて、本書の構成を示すところから始めよう。目次は次の通り、二部構成でそれぞれ三章からなる。

## 序論

### 第一部

#### 第一章 県知事行政と名望家社会

##### 第一節 県上級公務員の任命と経歴

##### 第二節 県上級公務員と地方名望家

##### 第三節 市町村長の任命と経歴

#### 第二章 県会と地域代表性

##### 第一節 県会の設立

##### 第二節 県会議員の経歴

##### 第三節 県会の運営

##### 第四節 県会の討議

#### 第三章 市町村会と地方自治

##### 第一節 市町村会の再編

##### 第二節 タルブ市会の名望家政治

##### 第三節 村行政当局の活動

### 第二部

#### 第四章 徴兵と徴兵不服従

##### 第一節 徴兵不服従と農村社会

##### 第二節 村人と軍隊

##### 第三節 県知事行政と徴兵問題

#### 第五章 秩序と無秩序

##### 第一節 憲兵隊の創設と展開

##### 第二節 憲兵隊の活動と民衆の秩序観

##### 第三節 「叛乱」と農村社会

#### 第六章 国境と辺境

##### 第一節 国民国家のなかのピレネー地方

##### 第二節 パスポート制度の運用

##### 第三節 防疫線の設置

##### 第四節 スペイン国境地帯の軍事活動

## 結論

### 引用資料・文献

### 索引

序論では、研究史が丁寧整理された後、本書の目的が示される。ナポレオンは一八〇〇年二月十七日の雨月（プリュヴィオーズ）二八日法によって、県（département）、郡（arrondissement）、小郡（canton）、市町村（commune）の地方行政の枠組みを制定し、画一的行政システムを樹立した。とりわけ県知事など勅任官を全国各地に配置するという制度的観点から中央集権的性格が強調されてきたが、ここ三十年間でこの神話の解体が進んでいる。ジャン・テュラールが指摘するように、実際には中央政府の意思が地方の民衆にそれほど直接届き得たわけではないし、何より近年の地方行政史のモノグラフが明らかにしつつあるように、中央政府の意思とは相容れない地方独自の論理や行動様式が存在し、県知事

は円滑な地方統治を行うにあたって在地の名望家に頼らざるを得なかった。なかでも著者が重視するのはマリ＝セシル・トラルの研究である。これまでナポレオン体制は中央集権体制であり、ナポレオン失脚後に名望家体制が到来したと理解されてきたが、トラルはイゼール県を分析するなかでこの図式的理解を批判し、むしろ名望家体制の起源としてナポレオン体制を提示した。本書はこのトラルが提示する大枠に沿って、①中央権力（国家）②地方権力（県、郡、小郡、市町村）③民衆の三層構造のもと、オート・ピレネー県の地方統治の分析を試みる。ナポレオン時代の同県の研究はジャン＝フランソワ・スレーの県知事行政しかなく、名望家や民衆が実際どのように政治行政に関与したのか、また各地方行政階層の諸機関がどういう関係にあったのかについても未だ説明されていない。本書ではこれらを分析することで、「十九世紀前半のフランスを特徴づける地方統治体制が、ナポレオン時代のオート・ピレネー県において如何に形成され、機能したかを明らかにし、ひいてはナポレオン時代を『歴史』のなかに位置づけ直すこと」（十七頁）が目指される。

第一部では、オート・ピレネー県行政を担ったさまざまな役職者が詳細に分析される。

第一章では、まず県行政の主要な担い手である上級公務員（県知事、知事室事務総長、県参事会員、郡長）の職務、出身、経歴、年齢、収入、財産が徹底的に分析される。財産水準から、県知事を筆頭に、知事室事務総長と郡長、次いで県参事

会員という名望家の序列が見てとれるが、特に重要なのは出身地である。新設された県上級公務員の多くが県内に根を降ろした名望家であったのに対して、県知事はもっぱら他県出身だった。中央政府が、県内の利害に呑み込まれないように意図的に他県出身者を任命していたのである。このことから、県知事が地方名望家に囲まれていたこと、円滑な地方統治のために在地の名望家に頼らざるをえない素地があったことが窺える。県外出身の知事は、県内の主要行政官や農業政策を主導する県会議員が多く所属する県農業文芸協会などを通じて名望家との関係を構築していった。中央政府の命令に基づく県統計年鑑作成の事例からは、県出身者である事務総長をはじめ、各地の名望家に頼る様子が見てとれる。続いて、最小行政単位である市町村の首長についても、同じく詳細な分析がなされる。年収の観点から人口五千人以上の都市であるタルプ市とバニエール市の市長、ならびに小郡庁所在地の市町村長は、おおよそ知事室事務総長や郡長に匹敵する中名望家（県名望家）だったと位置付けられるが、その他の一般コミュニティの市町村長には農民が多く、小名望家（コミュニティ名望家）に過ぎなかった。一八〇八年、一八一三年に大規模な市町村長の入れ替えがあったものの、オート・ピレネー県は他県と異なり、大土地所有者を約五百もの市町村すべてに配置することが不可能だったため、帝政末期になっても農村部の村長はおおよそ農村共同体の秩序の中に生きる人物のままだった。

第二章の主題は県会である。これまで、県会は中央政府に任命された県知事との対立の枠組みで捉えられてきたが、両者の協力的側面を指摘する研究も現れており、名望家が集う県会と県知事の諸関係が本章の焦点となる。まず、県会の概要と県会議員の選任方法、選任過程が説明された後、県会議員の年齢、年収、財産、職業経歴、政治的傾向、在任機関、出身地・居住地などが限なく分析される。県会議員の中には旧党派、旧山岳派などが混在し、かつての政治的立場に関係なく県内の富裕層から選ばれており、もともと革命期に行

政・司法官職を経験したような法曹が中心だったが、特に一八〇六年以降、かつて貴族だった大土地所有者が選任されるようになった。注目すべきは、県会議員についても類似の傾向が見出せる点である。郡会議員は県会議員より一段低い名望家だったが、一八一一年の改選で旧体制期・革命期の行政経験者が減少し、大土地所有者が多く任命された。また帝政後期の県会は、大土地所有者の増加のほかに会議日数の激減が指摘されるが、オート・ピレネー県では出席者数や議題の項目数が維持されていることから、地方政治への関心が失われたとは考え難い。むしろ、著者はこの時期に十九世紀前半のフランスを特色づける名望家体制の素地が形成されたと考える。オート・ピレネー県では、革命期に国民公會議員パレルの一族が強い影響力を持ったが、帝政期にはこれに不満を抱く名望家たちが親族関係を結んでいき、フオンドヴィルの周りに結集した。九年もの長きにわたって議長を務めた

フオンドヴィルとその周りに集う名望家たちが、シャザル知事と良好な関係を築くことで県行政の主翼を担うようになったのである。では、県会の関心はどこにあったのか。議事録に記載された「県の状態と必要に関する意見」を分析すると、帝政後期にかけて大土地所有者の主要関心事である農業、公共秩序、公共事業に収斂していったことがわかる。また、県や地方の利益が前面に押し出されるようになっており、著者はこうした点にも名望家体制の萌芽を見出している。

第三章は、最小の行政区画である市町村の議会、市町村会を扱う。まず市町村会の再編の歴史を辿ったのち、第一に人口五千人を超す都市としてタルブ市会を取り上げ、市会議員の年齢、年収、財産、職業、市会の会議日数、平均出席者数、主要議題などが分析される。市会議員は県会議員よりも一段低い名望家だったが、後年なるにつれてますます行政官職に就いていなかった者、富裕な土地所有者が任命されていくという、県会と似た傾向が見られた。第二に、残された可能な限りの史料を用いて、農村部の村会についても同様の分析がなされる。村会議員には農民が多くいたこと、一八〇六年を境にして活動の停滞が見られたこと、主要な討議内容は農業だったことが導き出される。また小郡庁所在地の村が、市町村長のもとで小郡内の公共秩序を保障し、また軍事拠点として機能するなど、小郡域内の指導的役割が期待されていたという重要な指摘がなされている。さて、これまで分析してきた県会、市会、村会の動向を俯瞰的に見てみると、程度の

差こそあれ、どれも一八〇六年頃に活動を停滞させており、他県の事例と併せて考えると、これはオート・ピレネー県にとどまらない全国的な動向だったと推察される。さらにフアン・ムナンの研究によれば、中央議会の立法院でも、県会と似通った次のような動向が見られた。第一に議員構成について、一八〇〇年の時点で公職経験者や法曹が過半数を占めたが、一八〇六年の改選で「土地所有者」と呼ばれる人々が選ばれており、帝政後期に旧貴族層に戻ってくることでますますこの傾向が強まった。また地方の県会議員、郡会議員らが選出され、地方の代表者としての性格が強まった。第二に、立法院も会議日数が激減しており、議題はますます財政と地方利益に関わるものへと限定されていった。これに対して、ナポレオンが高等警察、外交、徴兵に関する主要な権限を独占するようになっていった。以上のことから、著者はナポレオン統治期には、一般利益は県知事、郡長、小郡庁所在地の市町村長が担い、県会や立法院などの議会が地方利益に関わる問題を担うという役割分担が図られたと結論づける。

第二部は、オート・ピレネー県における徴兵の問題、治安維持の問題、国境管理の問題を取り上げる。具体的な問題に即した地方の対応を見ることで、地方統治の実態が動的に捉えられる。幅広い史料をふんだんに用いながら、また各テーマについての先行研究の蓄積を利用しながら論が進められる。第一部で不在だった民衆が登場するのも、第二部である。

第四章は、ナポレオン体制の最重要課題であった徴兵およ

び徴兵忌避の問題を扱う。旧体制期に国境防衛を担う代わりに国王民兵の召集を免れていたオート・ピレネー県では、一七九八年の体系的徴兵召集が強い反発を招いた。とりわけ山麓・山岳地帯に居住する農民たちは逃走、出生証明書のごり・破棄による徴兵適格者調査の回避、妻帯、自傷行為など、合法・非合法問わず、あらゆる手段を講じて兵役から逃れようとした。徴集兵の書簡からは彼らの愛国心の希薄さが読み取れるが、同時に故郷の重要性も読み取れる。軍隊仲間として言及される多くの者が同郷者であり、彼らが協力して故郷の家族と連絡を取り合ったのである。統領政府期に徴兵を担ったのは市町村長であったが、彼らは証明書を偽造し、名家の息子たちを避けつつ素行の悪さなどで共同体から不適当とされる人物を指名する傾向があった。こうした共同体内部の論理に配慮する市町村長の評価はすこぶる悪く、ナポレオンは共和暦十三—十四年に徴兵制の監督権限を県知事と郡長に移管し、徴集兵が各小郡に割り当てられ、徴兵適齢者の検査とくじ引きが郡庁所在地において郡長の監督下で行われるようにした。この徴兵制の中央集権化によって、農村部の小名家の役割が減退し、県知事は小郡で影響力を持つ名家たちを頼ることになった。県知事は徴兵不服従に対して、駐留部隊の派遣と罰金徴収という強硬政策で対処したが、次第に教会や名家による民衆の教化など柔軟政策を織り交ぜていった。

第五章の主題は治安維持である。三人以上が集まり公権力

に向かつて暴力を行使する「叛乱」に、県行政当局がどのように対処したのかを見ていくが、中心的考察対象となるのは憲兵隊である。憲兵隊はアンシアン・レژیーム期のマレシヨセを前身として誕生した警察組織だが、革命以降地方共同体内部の法執行を担った。ナポレオン体制は匪賊行為や社会的無秩序に対処すべく全国に憲兵隊の組織網を張り巡らし、とりわけ徴兵不服従を取り締まったが、オート・ピレネー県では十分に整備されなかった。同県では政治的性質を持った匪賊行為がほとんど見られず、もっぱら強盗や殺人などの伝統的な犯罪ばかりが発生していたものの、県行政当局は公権力に対する異議申し立てという性格を持つ群衆やシャリヴァリを警戒していた。一八〇四年以降、中央政府の徴兵不服従鎮圧の動きと連動するように憲兵隊に対する民衆の叛乱が目立つようになった。憲兵隊は「よそ者」と見なされており、農村が伝統的秩序を守るべく外部の干渉を嫌ったのだが、県行政当局はこうした伝統的な農村共同体の秩序を「野蛮な習俗」「未開性」と捉えてそこに秩序をもたらそうとした。だがオート・ピレネー県では憲兵隊と市町村長の協力関係があまりうまく築かれず、農村部における憲兵隊の秩序維持には限界が見られた。

第六章の主題は国境管理である。ピレネー地方はスペインと隣接しており、季節移住型労働や渓谷共同体的慣行が根付き、ヒト、モノ、情報が国境を越えて活発に行き交う独自の地域社会を形成していたが、中央政府は国境地域を国民共同

体から排除される人々が集う「無秩序」な地域と見なし、国境を越える人々の制限と管理を試みた。住民たちは国境を跨いだ経済活動で生計を立てていたため、「密輸」が横行し、税関吏に社会的制裁を加えるなど反発は必至だった。中央政府はパスポート制度を厳格に運用して外国人を監視しようとしたが、県知事や郡長は地方の実情に即して柔軟に運用したほか、ピレネー地方では依然として「面識」に基づく恣意的な判断が重きをなした。防疫線の設置についても中央政府が主導権を握っていたように見えるが、実際には地方行政当局との乖離が見られた。中央政府の命令はあくまで指針として解釈され、県知事は国境地帯の郡長や市町村長、あるいは隣県の知事との情報網を駆使して現場に即した対応をとったのである。さらにスペイン戦争期にはスペインへの穀物輸出が全面的に禁止されたが、県知事は中央政府に輸出再開を要求しつつ、軍隊や税関吏の駐留部隊への穀物輸出を黙認するなど、主体的な判断に基づく行動も見られた。以上のように、ナポレオン体制は中央政府から地方行政当局への上意下達を完成したわけではなかった。現実には、地方社会の独自の事情ゆえに、もっと複合的な対応がとられていたのである。

結論では、本書全体をまとめながら、ナポレオン体制における県名望家の重要性が再確認される。ナポレオン統治期には民衆と名望家という二分法に基づく認識がなされており、名望家には地方独自の論理などのため公権力に従わない「未開」の民衆を文明化する役割が期待された。当初、民衆に最

も近い市町村長が民衆と中央権力を繋ぐ存在として期待されたが、オート・ピレネー県の農村部の村長が農村共同体内部の秩序に取り込まれた小名望家に過ぎなかったため、徴兵をはじめとする重要事項が小郡単位へと移管されていき、県名望家であった小郡庁所在地の市町村長に、小郡内の民衆と中央権力を結びつける重要な役目が託された。一方、県会や立法院ではますます大土地所有者が議員に選ばれていき、その関心は地方利益に関する問題に収斂していった。これは一般利益を代表するのは皇帝と皇帝が派遣する県知事であり、議会は地方利益の代表者という役割分担を意味したと考えられる。つまりナポレオンの中央集権化と地方名望家体制の成立は表裏一体であり、ナポレオン時代に名望家体制の起源があったのである。

以上が本書の内容である。実に盛りだくさんなトピックを含んだ著作であり、すべてを網羅的に要約できなかつたことをご寛恕いただきたい。

注釈を見れば一目瞭然だが、本書は国立文書館や県文書館に眠る手稿史料を駆使した手堅い実証研究である。日本では、フランス革命期の地方史研究がここ二十年のあいだ飛躍的に発展したのに対して、ナポレオン統治期の地方史研究はまったく手がつけられてこなかった。したがって、私たちにとって非常に貴重な一冊である。また、強調しておきたいのは、単に「辺境」の事例が積み重ねられただけではないという点

である。というのも第一に、著者は近年のナポレオン時代の社会・政治に関する研究成果、とりわけ他県のケーススタディを適宜参照しながら書き進めており、オート・ピレネー県の事例を巨視的な枠組みのなかで比較的に捉えようとしている。本書の意義として農村的・周縁的性格を備える「辺境」地域の研究の希少さが挙げられているが、実際のところ本書は、本論においても、導き出した結論についても、単にオート・ピレネー県のケーススタディ以上の意味を持っている。

この点で『ナポレオン時代の国家と社会』という大風呂敷を広げた書名に偽りはない。第二に、オート・ピレネー県に限らず、ナポレオン体制の地方統治についてこれまで解明されてこなかった多くの点が明らかになった。本研究の最大の特徴は、県を対象にしながらも県知事行政のみに的を絞ることなく、県、郡、小郡、市町村という四つの地方行政階層のすべてを、しかも主要行政官職と議会の両方に注目した点にある。これまでの地方行政史研究の多くはジャック・ゴドシヨが「小型の皇帝」と形容した県知事に最大の注意を払い、もっぱら中央政府の意志が県知事を通じてどれほど県内に浸透したかを測るものだった。それゆえ県知事行政を除けば、地方の議会や行政官職の機能および実態はあまり明らかにされていない。市町村のモノグラフは少しづつ現れつつあるがナポレオン統治期のオート・ピレネー県については未だ着手されていないし、県会は県知事に比して大した力を持っていないと考えられ、重視されてこなかった。さらに、両者の中間に



位置する郡・小郡についてはほとんど先行研究がなく、その存在意義は等閑に付されていた。つまり、本書はほとんど未開拓の分野に取り組んだ著作なのである。

著者は、広範な対象を網羅的に分析していくことによつて、徴兵制が市町村長の裁量から小郡単位で行われるようになってきたこと、外国人への臨時許可証の発行権限が市町村長から郡長に移管されたこと等々の意義を的確に示した。また、議会と首長双方をプロソグラフィの手法を援用しながら徹底的に分析することで、両者に期待された役割の差異を明らかにした。さらに市町村についても、人口五千人以上の都市、小郡庁所在地、その他の一般コミュニティの三つに区分してそれぞれの役割の違いを見抜いている。大量の史料を丁寧に分析し、結論に導くさまは見事である。これまでの地方行政史研究で主要な位置を占めてきた県知事についても、私たちはイメージを修正しなくてはならない。中央集権の証左としてしばしば引き合いに出される県知事は、中央政府の忠実な代理人として注目されてきたが、実際の統治にあたってはかなり地方の事情に取り込まれていたという実態が、本研究によつて裏付けられた。これは、ここ数十年に及ぶナポレオン体制の中央集権の性格を見直す動向の中で、制度的理念に留まらない実証的成果をあげた点で大きな意味を持つ。

これまで名望家が優勢な時期と中央権力が脆弱な時期は一致すると考えられてきたが、本書が到達した結論は、十九世紀前半を特徴づける名望家支配はナポレオンの中央集権時代

にその萌芽が見られるという意外なものだった。この結論は十分に説得的である。ただ、名望家体制の起源を考察するうえで、本書の限界を三点指摘しておこう。一点目は、全国規模の名望家がほとんど扱われていないという点である。著者は立法院に関して、もっぱらムナンの研究に依拠しているが、例えばオート・ピレネー県選出の立法院議員を約十年間にわたつて務めた全国名望家のドザが同県の統治にいかなる影響を及ぼしたのかは示されていない。二点目は、アンシアン・レジーム期の「名望家」からの連続ないし断絶にあまり触れていない点である。著者は統領政府期以降を「名望家」、それ以前を「社会的エリート」と呼び区別しているが、革命前夜には、社團原理に基づく社会でありながらも、貴族とブルジョワジーの生活様式や価値観が同質化していき、彼らが名望家階層を形成していったと考えられている。本書はもっぱら財産を基準にして公職に就いた者を名望家として認定しており、名望家体制の形成に焦点を絞つて、名望家自体がどのように誕生したのかについてはあまり関心がない。では、名望家という集団はどれほど新しい集団なのか。政治制度の変遷やプロソグラフィといったアプローチは、県名望家が台頭していった事実を実証的に提示するうえでとても有効だが、こうしたエリートたちがどのように「ローカル社会の価値観を管理し無言のコンセンサスをとりつける『お偉方』」<sup>1)</sup>になつていくのかという、政治文化の変遷もまた重要である。第三に、より長期的な経済構造の変化との関連である。

例えばアンドレ・ジャン・テュデスタクは七月王政を名望家体制の典型と見做しながらも、名望家の支配は十八世紀中葉、とりわけ王政が行き詰まった名士会議（Assemblée des notables）の召集から第三共和政初頭まで見られるとし、資本主義体制への移行のなかで出現したと考えた。また、柴田三千雄はヨーロッパを幅広く見つめつつ、世界体制と関連づけて、重商主義時代を社團国家、産業革命時代を名望家国家、帝国主義時代を国民国家と規定した。<sup>3)</sup> 著者はスペインとの国境地域ということで国民国家の理論に触れているが、より長期的な経済構造の変化という枠組みで、先人たちの名望家をめぐる議論にいかなる立場をとるのか、是非とも問うてみたい。

当然ながら、これらの指摘が本書の価値を減じることはまったくない。行論の妥当性を損なうものではないし、史料の制約もあるだろう。言うなれば、評者はメニュー表にない料理を注文してみた客に過ぎない。

本書は手堅い実証研究であり、地方の文書館に眠る手稿文書を幅広く緻密に読み込んだ、日本における新しい世代の研究成果である。とりわけ本書の核心をなす前半部は、その精緻さゆえに一般の読者が一読しただけで完全な理解を得るのは難しいかもしれない。著者は二〇一九年八月に成蹊大学で開催された日韓共同シンポジウムにおいて、本書の要点をまとめた報告を行っている。是非とも併せてその原稿に目を通

されることをお勧めしたい。<sup>4)</sup> なお著者によれば、本書はフランス語での出版を目指しており、南仏大学出版社（Presses universitaires du Midi）から出版予定だという。評者のような浅学ではなく、ナポレオン統治期の地方行政史を専門とする世界各国の研究者たちによって、より詳細な批評がなされることを期待したい。

（刀水書房、二〇二二年）

註（1） 名望家の定義については、次の書籍から引用した。柴田三千雄『フランス史10講』岩波新書、二〇〇六年、一四六頁。

（2） André-Jean Tudesq, *Les grands notables en France (1810-1849). Etude historique d'une psychologie sociale*, Bordeaux, Delmas, 1964, 2 tomes.

（3） 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店、一九八三年。

（4） 藤原翔太「一八〇六年—革命の終わり、またはナポレオン統治システムの転換」松浦義弘／山崎耕一編『東アジアから見たフランス革命』風間書房、二〇二二年、一七三—一九三頁。

（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）